

平成21年12月2日

中部電力(株)浜岡原子力発電所3号機における
管理区域内での放射性廃液の漏えいについて

原子力安全・保安院は、昨日(12月1日)、中部電力(株)から、浜岡原子力発電所3号機(沸騰水型:定格電気出力110万キロワット)における管理区域内での放射性廃液の漏えいについて、以下のとおり報告を受けました。

1. 中部電力(株)からの報告内容

定格熱出力一定運転中の浜岡原子力発電所3号機において、補助建屋地下2階の濃縮廃液貯蔵タンク(C)室(管理区域)にある濃縮廃液貯蔵タンク(C)¹の点検のため、放射性廃液を高電導度廃液サンプ(廃液収集槽)へ排水していたところ、「床漏えい検出系盤故障²」の警報の点灯を確認した。現場を確認したところ、別の濃縮廃液貯蔵タンク(B)室の排水升の周囲において放射性廃液の漏えいを確認するとともに、直ちに濃縮廃液貯蔵タンク(C)からの排水を停止し、排水升からの逆流は停止した。

その後、濃縮廃液貯蔵タンク(B)室以外を確認したところ、濃縮廃液ポンプ(B)室内1箇所と濃縮廃液ポンプ(C)室内2箇所において放射性廃液の漏えいを確認し、漏えいした廃液の放射エネルギーを測定したところ、4箇所の合計での漏えい量が約 1.2×10^9 ベクレルであることを確認した。

本事象による外部への放射性物質の影響はない。

なお、本事象発生後、現場点検や測定作業等の過程において、23名の作業員に最大0.05ミリシーベルト³の放射線量が測定されたが、通常の巡視、点検等で受ける量と同程度であり、法令で定める年間の線量限度⁴に比べて十分小さいことから、健康への影響があるものではない。

1 原子炉施設で発生する濃縮廃液(機器点検時の除染水などを加熱蒸留処理した際に発生する廃液)を収集し、一定期間貯蔵することで放射能を減衰させ、その後の処理をするためのタンク。

2 故障のほか、漏えいを検知した際にも発報する警報。

3 胸のX線集団検診1回あたりに受ける線量の被ばく量と同程度。

4 年間50ミリシーベルト。

2. 原子力安全・保安院の対応

本件は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第19条の17に基づき報告を受けたものです。

事象発生後、現地保安検査官を派遣し、現場の状況を確認しています。

今後、法令に基づき事業者が行う原因究明及び再発防止策について、確認していきます。

(I N E S による暫定評価)

基準 1	基準 2	基準 3	評価レベル
-	-	0 -	0 -

I N E S (International Nuclear Event Scale : 国際原子力事象評価尺度) とは、原子力発電所等のトラブルについて、それが安全上どの程度のものを表す指標。評価は3つの基準 (基準1 : 所外への影響、基準2 : 所内への影響、基準3 : 深層防護の劣化) により行われ、最も高いレベルがそのトラブルの評価レベルとなる。評価レベルは、レベル0 (安全上重要ではない事象) からレベル7 (深刻な事故) まであり、原子力発電所では、レベル0のトラブルを「レベル0 - (安全に影響を与えない事象) 」と「レベル0 + (安全に影響を与え得る事象) 」に分類している。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 原子力事故故障対策室

担当者 : 田村、天野

電話 : 03 - 3501 - 1511 (内線4911)

03 - 3501 - 1637 (直通)

